

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№646
2024・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 福井事件の再審開始決定の確定と再審無罪に向けた取り組み…………… 吉川健司
旧優生保護法被害弁護団 最高裁判決後の動きについて…………… 山田いずみ
甲府市職員の過労自殺についての甲府地裁の原告勝訴判決…………… 松丸 正
(令和6年10月22日・確定) —非現業・一般職公務員の勤務時間管理の問題—
馬場亮治 特定社会保険労務士第二スラップ事件 勝利判決…………… 笹山尚人
〈シリーズ：憲法と私②〉 憲法28条と私…………… 安藤 輔
第18回人権研究交流集会在開催されました
【議長トーク】「平和への権利・東京宣言の採択」…………… 笹山尚人
〈「虎に翼」私の感想〉
シスターフッドが繋いだ家制度の廃止…………… 太田啓子
青法協70周年記念報告集 発刊の紹介…………… 笹山尚人

■ 日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞を歓迎するとともに、日本政府に対し、核兵器禁止条約の批准及び被爆者に対する国家補償を求める決議



長崎・ハウステンボス

福井事件の再審開始決定の確定と 再審無罪に向けた取り組み

再審開始
裁判所
北陸 吉川 健司

一 はじめに

二〇二四年一〇月二三日、福井事件の第二次再審請求において、再審開始決定が言い渡されました。そして、同月二八日、検察官による異議申立断念の発表があり、再審開始決定が確定しました。

この結果は、直近の袴田事件の無罪判決をはじめ、全国各地の再審事件のたたかいと、再審法改正を求める市民の声がもたらしたものだといえます。

再審公判において、速やかに無罪判決を確定させるため、全国の支援をお願いします。

二 事件の概要と

第二次再審請求までの経過

この事件は、一九八六年三月一九日二時ころ、福井市内の市営住宅の一室において、何者かが、そこに住んでいた女子中学生(当時一五歳)を、複数の凶器を用いて殺害したという事件です。事件当日は被害者である女子中学生の卒業式の日でもありました。警察は、当初、不良グループ間のトラブルが原因となった複数犯によるリンチ殺人という見込みから、被害者と交友関係のあった少年・少女に対する聞き込み捜査を大規模に実施しました。

しかし、当初の見込みによる捜査は行き詰まり、事件発生から一年以上経過した一九八七年三

月二九日、前川彰司さん(事件当時二〇歳)が逮捕され、同年七月二三日、殺人罪で起訴されました。検察官が主張したストーリーは、前川さんが、女子中学生に対しシンナー遊びを誘い、断られたことから、怒って殺害した、というものでした。

裁判の過程で判明したことですが、前川さんを犯人とする事件関係者らの供述は、事件発生から約七か月も経過した一九八六年二月初めに開始されたものであり、その点だけをとても信用性に疑問のある供述でした。しかも、事件関係者らは、いずれも現役の暴力団組員だったり、その周辺人物であり、前科前歴がある、勾留され裁判中であつたなど、警察による供述の誘導や強要に抵抗することが難しい人ばかりでした。

ところが、一九八六年二月、犯行の際の移動に使用したとされるスカイラインから、被害者のO型と同じO型血痕が発見されたことから、捜査機関は、事件関係者らの供述が裏付けられたとして、約四か月をかけて、事件関係者らの供述が一致するよう誘導し、前川さん逮捕に踏み切りました。しかし、前川さんの逮捕後、詳細な鑑定により、スカイラインに付着していたO型血痕が被害者とは別人の血痕であることが判明しました。にもかかわらず、検察官は、前川さんを鑑定留置して、身体拘束期間を三か月も延ばし、その間に、現場に残された二本の毛髪が前川さ

んの毛髪と一致したという毛髪鑑定書を作成して、起訴しました。この捜査経過だけでも本来は起訴を断念すべき事件でした。

裁判は、一九九〇年九月二六日第一審無罪判決、一九九五年二月九日控訴審において懲役七年の逆転有罪判決、一九九七年二月二日上告棄却、という経過をたどりました。

控訴審判決の最大の問題は、脆弱な事件関係者らの供述を信用できるとした点です。前川さんと犯行を結び付ける物証も自白もないことは控訴審判決自体が認めています。ところが、事件関係者らの「事件発生後、前川さんの服に血痕が付着しているのを見た」「前川さんの犯行告白を聞いた」旨の供述について、供述変遷は些細なものであり、「事実の核心に関する供述内容の大半は一致している、全体としては信用性を認めることができる」として、有罪としました。

さて、第一次再審請求は、二〇〇四年七月二十五日に請求、二〇〇八年から二〇〇九年にかけて九五点の証拠開示、二〇一二年一月三〇日再審開始決定、二〇一三年三月六日再審開始決定の取消、二〇一四年二月一日特別抗告棄却、という経過をたどりました。

第一次再審請求の再審開始決定は多くの点で意義のある決定であり、弁護団が提出した法医学鑑定書等について新証拠の明白性を認めましたが、

事件関係者らの供述変遷を認めず、鑑定書と矛盾することを理由に信用性を否定するという弱点を抱えていました。これが異議審における取消につながりました。

その後、第一次再審請求の終了から約八年間、新証拠の準備を重ね、二〇二二年一〇月一四日、第二次再審請求を行いました。新証拠には、科学鑑定だけでなく、供述心理学に基づく鑑定書もあり、事件関係者の供述が信用できないことを詳細な分析により明らかにしました。

第二次再審請求審においては、捜査報告書、供述調書等二八七点の証拠開示が実現し、事件関係者一名(N男)の証人尋問が行われ、二〇二四年四月に審理が終了しました。そして、冒頭に述べたとおり、再審開始決定となりました。

三 第二次再審開始決定の概要

今回の再審開始決定は、事件関係者供述の信用性について正面から判断し、その信用性に問題があると指摘しました。前述の供述心理学に基づく鑑定書は新証拠とはされませんでした。開始決定において随所に鑑定書と趣旨の言及があり、再審開始決定が、供述心理学鑑定書の内容を重視したことが窺えます。

また、再審開始決定は、検察官に対し「不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったこと

を推認されても仕方がなく、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であり、「適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」とまで批判しました。

そこで問題とされた点は、次のようなものでした。そもそも、事件関係者らは事件から約七か月経過後に事情聴取や取調べを受けており、当初は、事件発生日の行動について曖昧な記憶しかありませんでした。そのため、警察は、事件発生日の特別な出来事として、テレビ番組の「夜のヒストリアジオ」のアンルイスと吉川晃司の登場場面が事件発生日だとして、事件関係者N男の供述を誘導しました。ところが、実はこの放送日が事件発生から一週間後の三月二六日であり三月一九日の放送内容が異なることが、第二次再審請求において開示された証拠から明らかになったのです。

捜査機関が、誤った情報をもとに事件関係者らの供述を誘導し、しかも、その誘導を裁判において隠したとされたため、裁判所は、前述のように厳しく批判しました。

捜査機関の不正を真正面から認定した点において、今回の再審開始決定は意義のあるものといえます。

四 再審無罪と再審法改正に向けて

検察官の異議申立断念を受けて、第一回の三者

協議が二月一日に行われる予定です。弁護団は、年度内の無罪判決確定を目指して尽力しています。全国からの支援をお願いいたします。

また、福井事件は、無罪、逆転有罪、再審開始とその取消という経過と、開示を受けた証拠が無罪や再審開始決定の理由となったという点で、検

察官の上訴禁止と全面的証拠開示の必要性を示す事件でもあります。再審法改正のためにも、必ず無罪判決を確定させる決意です。

旧優生保護法被害弁護団

最高裁判決後の動きについて

○二〇二四年七月三日、最高裁大法廷において、旧優生保護法を違憲と認定し、国が主張する除斥期間の主張を、信義則違反・権利濫用として排斥する、旧優生保護法被害者の損害賠償請求を認める判決が言い渡されました。最高裁判決の詳細については、二〇二四年九月二十五日発行号に相原健吾弁護士が紹介してくれていますのでご参照ください。

判決後、七月一七日に岸田総理、八月二日に小泉法務大臣と原告らとの面談が行われました。岸田総理も小泉法務大臣も原告らの被害の訴えに耳を傾けたうえ、原告らを含む被害者に謝罪をしま

した。

小泉法務大臣に対しては、弁護団より、本件における法務省の格別の責任について指摘をしました。すなわち、国は、裁判所の釈明にも応じず、旧優生保護法の違憲性を認否しませんでした。そして、立法当初から憲法違反である旧優生保護法による重大な人権侵害行為について、最高裁が著しく正義・公平の理念・信義則に反し、権利の濫用として許されないとした除斥期間の主張を行い、原告らの手術実施の有無を不当に争い続けました。これらの国の応訴態度により、訴訟が長期化し、六名の原告が最高裁判決を待たずに亡くな

られたことなど法務省の責任を指摘したところ、小泉法務大臣からは、係属中の訴訟の早期解決に向けて指示をする旨の発言がなされました。

総理らの早期解決の指示を受け、弁護団とごども家庭庁において、係属訴訟の和解に向けた話し合いが行われました。その中で、手術の有無について争われていた事件について、弁護団も検討していた証拠の提出を行うことで争いがなくなり、すべての係属訴訟で和解することが可能な状況になりました。そして、金額については、最高裁で勝訴した事件にならった慰謝料の金額とした上で、補償法等によって、合意以上の補償が得られる場合に

宮城県

三田いづみ

は差額を請求出来ることが明示されました。また、弁護士費用相当額、遅延損害金、訴え提起手数料相当額が支払われることになりました。

協議に基づき、九月二三日に「係属訴訟の和解等のための合意書」が締結され、その後、合意に基づき、各地裁判所に国から和解の上申がだされ、順次和解が成立しました。一月二五日の名古屋高裁で係属訴訟すべてが解決しています。

係

属訴訟にかかる合意後、さらに協議を重ね、九月三〇日、優生保護法被害全国原告団・弁護士・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(以下「優生連」といいます)及び国は、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的解決に向けて、基本事項を合意しました。

この合意では、国の責任と謝罪が明確にされ、当時検討中であつた補償法に基づき、全ての被害者に対する補償を実現するため、①相談窓口の整備、合理的配慮及び情報保障の徹底、②広報及び周知の徹底、③個別通知を含め、被害者に対し確実に補償を届けるための施策の検討及び実施等について国が全力を尽くすことが明記されました。

また、「恒久対策等」として、国が①謝罪広告を始めとする優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策の実施、②第三者機関による真相究明、

再発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓発等の偏見差別の根絶に向けた施策の推進について全力を尽くすこと、「継続的・定期的な協議の場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優生保護法問題の全面解決に向けて、原告団・弁護士・優生連と関係府省庁と協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行っていくことが約束されました。

合意において、旧優生保護法がもたらした偏見差別を根絶するため、国が様々な施策について全力を尽くす旨明記されたこと、引き続き継続的な協議が約束されたこと、そして、当該合意に原告団はもちろん、優生連が当事者として参画したことは、優生保護法問題の全面的解決に向けての大きな前進であり、今後の施策の実施に関し重要な意義をもつものです。

さ

らに、一〇月八日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、補償法)が成立しました。

補償法は、前文において国の責任と謝罪を明確にし、強制不妊手術被害者及び配偶者だけでなく、人工妊娠中絶も被害の対象として国の責任を認めました。同法は来年一月一七日に施行されます。被害者の申請のためサポート弁護士制度も設けられました。各地弁護士会を取り組まれると思

いますが、戦後最大の人権侵害事案である本件の被害回復のため、ご協力いただければと思います。また、補償法成立に先立ち、「旧優生保護法に

基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」(以下、国会決議)も両院本会議で採択されています。優生思想に基づく誤った施策を推進させたことの責任を認めた謝罪がなされ、また、優生思想に基づく差別の根絶と、すべての個人が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることのない社会の実現が決意されました。

国会決議と補償法に基づき、二度と同じ過ちを起さないための調査・検証の実施や再発防止策の追求がなされます。基本合意書において約束された原告団、弁護士、優生連との継続的・定期的な協議において、それらの進捗状況を点検したいと思つています。

基

本合意書を締結した九月三〇日、優生連の代表者は「優生思想をのりこえて、生きるに値する人とそうではない人という分断、差別を無くす出発の日」と述べられました。補償法の制定などその歩みは進んでおります。今後も弁護士は、優生連や市民のみならず手を携え、一刻も早い優生保護法問題の全面解決を実現し、優生思想に基づく差別や偏見の根絶を図り、すべての人が尊重される社会を目指して活動を継続したいと思います。

甲府市職員の過労自殺についての 甲府地裁の原告勝訴判決 (令和6年10月22日・確定)

非現業・一般職公務員の勤務時間管理の問題

大阪 松丸 正

一 提訴前の甲府市長の意見書の内容

甲府市の四二才の事務効率課の職員が、令和二年(二〇二〇年)一月一七日午前五時、市役所六階から投身自殺をした。自殺前の職員の勤務状況について、甲府市長は地方公務員災害補償基金に提出した市長意見書においても、

「確認できた在庁時間の内、パソコンが稼働していた時間を全て時間外勤務とみなす場合には、基金が精神疾患等の公務災害の認定を検討する際に用いる次の三つの要件を満たすことになる。

○発症直前の一か月におおむね一六〇時間を超えるような、又は発症直前の三週間におおむね二〇時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

○発症直前の連続した二か月間に一月当たりおおむね二〇時間以上の、又は発症直前の連続した三か月間に一月当たりおおむね一〇〇時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

○発症直前の一か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、一月当たりおおむね一〇〇時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

(「精神疾病等の公務災害の認定について」(平成二四年三月一六日地基補第六一号)より抜粋)に該当するとしている。



パソコンの稼働時間という客観的な出勤の記録によれば、職員が認定基準に該当する時間外勤務に従事していたことを自認している。

なお市長意見書では、「パソコンが稼働していた時間を全て時間外勤務とみなす場合」としているが、「正規の勤務時間以外に行った活動の状況」の「活動内容」(業務に関する活動に限る)の欄には、「組織に係る業務と推定(パソコンの稼働状況から推定)」と日々記載されている。

また、地公災支部長の「超過勤務命令簿への記載がされていない状況において、所定勤務時間外を業務と関わりのある活動であったと見なす理由について」との質問に対し、市長は「被災職員が所定勤務時間外に在庁していたときの活動内容については、被災職員が当該不安を払拭するため、市役所の組織体制を理解し、職種ごとの業務内容及

	パソコンによる 時間数	申告による 時間数
2019年 4月	78 : 13	18 : 00
5月	154 : 58	39 : 00
6月	186 : 27	36 : 00
7月	88 : 26	21 : 00
8月	54 : 02	30 : 00
9月	95 : 13	22 : 00
10月	91 : 17	21 : 00
11月	137 : 11	23 : 00

び部署ごとの業務内容を把握するための資料やデータの開覧等を行っていたと思われたため、これらの活動は業務と関わりのある活動であったとみなすことが相当であると考えました。なお、こうした業務と関わりのある活動については、業務とみなしておりません。」と回答している。
損害賠償責任は明白であり、甲府市としては争う余地のない当然の事案であった。

二 自己申告とパソコンログとの著しい齟齬

しかし、職員の勤務時間の把握は超過勤務命令簿による自己申告でなされていたため、パソコン稼働時間と超過勤務命令簿による自己申告には上の表のとおり著しく齟齬が生じていた。この点をもつて、パソコンで把握された時間は在庁時間にすぎず、勤務時間ではないと被告甲府市は強弁した。

訴訟では、原告代理人として、この年度に市の基幹部署である事務効率課に配属された困難な業務の下での常軌を逸した長時間勤務を立証するとともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに基づく勤務時間適正把握体制の欠如が長時間勤務を是正することなく放置した結果本件自殺が生じたことを追及してきた。

三 市長の服務並びに監督権限の問題

また、甲府市を含め多くの地方公共団体では、市役所等に勤務する非現業・一般職についての勤務時間等についての労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の長（本件では市長）が行う（地方公務員法五八条五項）とされている。職員への勤務時間等の服務命令権限と労働基準監督権限とが同じ市長に属し、かつ刑事罰の対象にならないことが、地方公共団体の職員の過労死等が生じる要因となっていることも主張した。

四 当然の勝訴判決

判決は当然のことだが、市長自ら認めていた長時間勤務に基づき、被告の代理監督者である課長の安全配慮義務違反（国家賠償法一条）を認め、過失相殺等の減額事由も認めることなく、原告の勝訴判決を下している。

この判決に対し、市長は控訴することについて

承認を市議会に諮った。しかし市議会はその議案を否決した。訴訟について市長の控訴の承認を求める議案が否決され判決が確定することは異例の事態である。

五 判決で甲府市の勤務時間適正把握体制欠如への言及がなかったことへの原告代理人の思い

しかし、この事件が生じた原因は、市全体の自己申告に基づく勤務時間適正把握体制が構築されていないが為が生じたという点につき、判決が殆ど触れていなかったことについて、勝訴したものの原告代理人としての残念な思いはある。

判決はこの事件についての被告の責任を明らかにするだけでなく、過労自殺が生じた原因にまで踏み込んで、再発防止や是正の方向について示唆する役割も求められるのではないだろうか。

ご遺族は、この判決によって被告の責任が全面的に認められたことへの感謝の思いを述べていたが、原告代理人としては、市としての勤務時間把握体制への、もう一歩踏み込んだ言及が欲しかったの思いはないものなだろうか。

いずれにしろ、市長意見書で述べている事実のみで、甲府市の責任は明らかでない事件であり、訴訟をまたずに遺族に対し責任を認めるべき事案であった。

馬場亮治 特定社会保険労務士第二スラップ事件 勝利判決

東京 笹山 尚人

一 福岡高裁宮崎支部判決による勝訴

二〇二四年一〇月九日、福岡高裁宮崎支部において、特定社会保険労務士の馬場亮治氏（以下「馬場社労士」）が、飯塚盛康氏（以下「飯塚氏」）に対して、三三〇万円の損害賠償請求を行った裁判の判決が言い渡され、判決は、馬場社労士の請求を棄却した。飯塚氏は、同年三月八日の鹿児島地裁判決に続き、勝訴した。私は、飯塚氏の代理人として関与し、スラップ訴訟に勝利したとの立場から、以下この事件について述べる。

二 本件の概要

(1) 千葉県福祉施設運営法人である千歳会

において、千歳会労働組合とその上部団体である千葉県医労連に対し、千歳会が不当労働行為を行い、その行為に「首都圏青年ユニオン連合会」を名乗る組織の者が荷担していると、千葉県労働委員会が不当労働行為救済命令を発した。千葉県医労連の永島書記長がこのことをSNSのフェイスブックで発信したところ、飯塚氏は、二〇二二年八月二日、「社会保険労務士の馬場亮治が首都圏青年ユニオン連合会という労働組合の名称を使って、経営者と一緒に労働組合潰しを行っていることが、断罪されました。」等とフェイスブックで発信した。

飯塚氏は、やはり千歳会において、首都圏青年ユニオン連合会が経営者に荷担して行動していることに関し、同年九月八日にも、「社労士の馬場亮治が組織する「首都圏青年ユニオン連合会」は、

組合員が理事や役員という労働組合法上の労働組合ではありません。目的は労働組合潰しと法人からの報酬です。」等と発信した。

飯塚氏は、馬場社労士が「首都圏青年ユニオン連合会」を設立した者としてインターネット上馬場社労士が紹介されていること等から、労働運動の妨害のための活動を主導している、同じ社会保険労務士としてこのような行動は問題であると考えた。飯塚氏が前記発信をしたのはそれを告発し、世間の理解を得ようとしたためである。

(2) 本件は、飯塚氏のこれらの発信が、「馬場社労士が、千歳会労組に対する不当労働行為に主体的に関与した旨の事実を摘示した」という事実摘示型の名譽毀損をしたとして、馬場社労士が飯塚氏を被告として三三〇万円の損害賠償を求めて鹿児島地裁に提訴した事件である。

(3) これに対し、飯塚氏は、①自らの発信は、永島氏の投稿についての論評である、②形式的に名誉毀損に該当するとしても、いわゆる真実性相対性の理論により違法性がない、と反論した。

三 鹿児島地裁判決、

福岡高裁宮崎支部判決の内容

(1) 鹿児島地裁判決とその理由

二〇二四年三月八日、鹿児島地裁判決は、飯塚氏の発信について、いずれも馬場社労士の主張どおりの事実の摘示があり、馬場社労士の社会的評価を低下させるものであるとした上で、公共性、公益目的の二つの要件が認められる旨及びそして「馬場社労士が首都圏青年ユニオン連合会に主体的に関わっている」点は真実であると判定し、「真実性の抗弁」の成立を認め、馬場社労士の請求を棄却した。

(2) 福岡高裁宮崎支部判決とその理由

ア、馬場社労士は、鹿児島地裁判決を不服として控訴したが、控訴理由として、「真実とした判断は誤りである」「仮に論評であったとしても、『馬場社労士が首都圏青年ユニオン連合会を組織して労働組合潰しと法人から報酬を得ている』という重要部分が真実ではないから、違法性は阻却されない」と主張した。

福岡高裁宮崎支部判決は、この控訴理由を退けた。

イ、高裁判決は、千歳会の労働問題における事実に関して、馬場社労士にかわって馬場社労士を代表者とする会社が、千歳会法人に対して、千歳会労組に対する抗議の案文を送信して、職員から署名をとるように指示していたこと、法人の理事を務める者が参加していることから首都圏青年ユニオン連合会が労働組合法上の労働組合であるかは疑問である、と認定。

飯塚氏が、首都圏青年ユニオン連合会は労働組合法上の労働組合ではない旨の法的見解と、首都圏青年ユニオン連合会が、報酬を得て使用者の利益を代表していると考えられる旨を表明しても、論評の域を超えたものではないから馬場社労士に対する不法行為を構成する余地はない、仮にこれを事実の指摘と理解したとしても、「首都圏青年ユニオン連合会が、報酬を得て使用者の利益を代表していると考えられる」ことを飯塚氏が信じるについて相当な理由がある、と判断した。

ウ、この判断を行う根底には、以下の事実の認定がある。

- ① 馬場社労士が首都圏青年ユニオン連合会の設立発起人であり、規約の作成に関与している。
- ② 馬場社労士が「首都圏青年ユニオン連合会」について登録商標を特許庁に出願しており、

首都圏青年ユニオン連合会について、その財政的負担をほぼ馬場社労士が行っている。

③ 馬場社労士の名を冠したWEBサイト上で馬場社労士について、「首都圏青年ユニオン連合会を設立した」と表記されている。

④ 馬場社労士が代表を務める法人のWEBサイト上に掲載されている二つの記事がある。(「飯塚盛康氏はなぜ当組合を非難し続け書類送検されたのか? 首都圏青年ユニオン連合会 グローバル・ユニオン」「先日、飯塚社労士が当組合や当組合の設立発起人を非難し続けたため、名誉毀損で書類送検されました」。

福岡高裁宮崎支部は、これらの事実から、「馬場社労士が、首都圏青年ユニオン連合会の活動に深く関わっていることは明らか」であり、「馬場社労士が、首都圏青年ユニオン連合会という労働組合の名称を使って、直接の実行行為以外の態様で、千歳会法人の千歳会労組に対する不当労働行為に関与した」と推認される、と判示した。

四 鹿児島地裁判決、

福岡高裁宮崎支部判決の意義

(1) 事実摘示型の名誉毀損で、「真実」の抗弁を認めた事例

① 名誉毀損の訴訟では、事実摘示型か論評

型の類型がある。この判別は意外に難しいというのが実感である。本件高裁判決も、論評の域を超えないとか事実と解する余地もあるから検討する、などと判示している。真实性相当性を主張する側としては、いずれに判定されたとしても対応できるように主張するほかないと思われる。

本件は結局のところ、事実摘示型の判定を基礎として、馬場社労士の主張に応じて一部論評であると判定できる部分もあると判断している。

② そして、いずれにせよ抗弁としては、「真実」との判定を下した事例である。

「真実」との判断を勝ち取れたのは、「馬場社労士が、首都圏青年ユニオン連合会の活動に深く関わっている」ことに関する豊富な証拠を提出でき、前記三(2)のイ、ウの各事実を認定させたことによる。WEBの記事で馬場社労士が得意気に出しているものや、特許庁への出願といった書証、尋問で馬場社労士を追及した成果である。

それでも訴訟のさなかにおいては、「真实性」で勝訴できるかは心配があったので、真实性相当性についても力を入れて立証をしていた。

このあたりは、弁護団を組んで、弁護団で協議し合ったことが精神的にも大きかった。

(2) スラップ訴訟への勝利

本件の意義は、スラップ訴訟に完全に勝ち切ったことだと考えている。

馬場社労士のしていることは、つづめて言えば、労資関係における使用者側の利益に奉仕するため、労働組合を僭称した団体の存在や活動があるかのように見せかけるという従来にない新しい「組合潰し」の手法を用いて、労資関係を形成している労働組合の活動を阻害させるものである。社会保険労務士の資格を保有する者が、このような法のあるべき姿とかけ離れた行動をすることによって、自らが契約している法人の利益を図る、というのがこの本質である。

そして、そのことへの異議を唱えようと、それを訴訟という形で威迫して批判を封じ込め、労働運動に対する萎縮効果を狙うのが、スラップ訴訟である。

馬場社労士はこの手法を二回用いた。私たちが本件を「馬場亮治 特定社会保険労務士第二スラップ事件」と呼ぶのは、「首都圏青年ユニオン執行委員長ほか事件」という第一事件があるからである(労働判例二二四六号六四頁、「首都圏青年ユニオン執行委員長ほか事件」)。

鹿児島地裁判決、福岡高裁宮崎支部判決は、いずれも、スラップ訴訟としての本質を正しく見抜いた。とりわけ、福岡高裁宮崎支部判決は、前記傍線の認定を行った点で、馬場社労士と首都圏青年ユニオン連合会の活動の本質を正確に指摘した。この意味で高く評価できる。

五 最後に

力のある者に対する言論は、SNSの広がりの中で、一般市民でも行いやすくなつたが、力のある者の対抗手段としてのスラップ訴訟の動きもじわじわ広がりがつつある。このように訴訟を用いた形での威迫と言論弾圧には、訴訟を生業とする私たち弁護士がしっかりと向き返していくことが求められていると思う。本件がその一つの参考例になればと願う。

なお、本件の弁護団は、いずれも東京支部の会員で、大山勇一、佐々木亮、中川勝之、私である。

シリーズ
憲法と私²²

憲法二八条と私

東京 安藤 輔

1 初めに

初めまして。私は、暁法律事務所に所属しています。七六期の安藤輔と申します。月日が経つのは早いもので、入所して早くも一年が経とうとしています。現在、多くの労働事件を担当していますが、同じ事件は一つもなく、常に新しい事象と体当たりしながら、日々、仕事に取り組んでいます。

2 どうして弁護士を 目指すこととしたか

自己紹介を兼ねて、私が労働者側の労働事件を担いたいと思うようになった出来事について、

お話しできればと思います。

ある工場の話です。その工場の付近は工場地帯で、かつ、海が近くにありました。二〇二一年に東日本大震災が起きて、その工場の付近一帯ではあちこちで火災が発生していました。私が話を伺った方は、その震災の時、内陸の高い建物に逃げたため、海が近いといっても、津波の影響は回避できたようでした。そんな中で、その方に会社からメールが届きました。その内容は、「工場にある資料をもつてくるように」というものでした。震災によって工場のあたり一帯が燃え盛っており、震災の混乱も全く落ちていない、そんな中での出来事だったそうです。この連絡を受けた労働者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思い、実際に資料を取りに行く決意をして、取りに行きました。その道中で、母親に対して、「今日

死ぬかもしれない」とのメールをしたそうです。

私はこの話を伺って、このように労働問題は現場で起きているもの、ということがよくわかりました。そして、このようなひどい状況は何かしらないといけないと感じて、現場で法律を使えるような弁護士になる必要があると考えるようになりました。

現場で法律を使うといっても、現場に張り付くことはできないので、現場に一番近い、労働組合の拡大・強化に貢献できれば、このような労働問題を減らすことができると考え、なるべく現場に近い弁護士になろうと決意しました。

3 労働組合と弁護士

憲法二八条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と規定します。私は、この間、団体交渉、労働委員会、組合会議など、様々な組合の活動に参加してきました。

団体交渉においては、特に理由もないのに、組合の要求はのむことができないと述べるなどの問題に直面し、法律を活用してなんとかできないものか考えさせられる場面がありました。

労働委員会では、合理的な理由のない不当な配転に対して実行確保の措置を申立て、それが認め

られないということがありました。権威のある本を引用して、結論の先取りはできないなどという理由で、認められませんでした。しかし、この配転は組合つぶしの一環で行われていることは比較的明らかで、かつ、別件の不当労働行為の申立がかかっている最中になされたものでした。救済命令が発出されるまで、ある程度の時間を要するの、命令を待っていては、組合員に対する懲戒解雇などは避けられません。会社としては、組合がつぶればそれでよく、不当労働行為と認定されようが、組合の力をそぎ落とすことが大事で、宥赦はしない態度であることが明確に理解できました。それでも、実行確保を得られない現状に、悔しさも感じました。

4 最後に

まだまだ、分からないことが多い現状です。経験豊富な諸先生、諸先輩方にご指導・ご鞭撻をいただきながら、人権活動に携われたらと思います。よろしくお願いします。

第一八回人権研究交流集会在開催されました

第一八回人権研究交流集会在が、一月二三日・二四日に東京で開催されました。来場者は二日間、二一一名と盛会でした。開催にあたりまして多くの皆様のご協力、ご支援をいただき、お礼申し上げます。集会的の詳細につきましては、現在準備を進めている報告集でお知らせいたします。

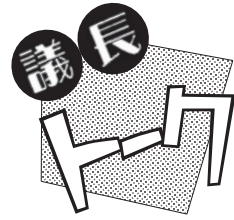


民主主義分科会(上) P F A S分科会(右)の様子。1日目は、計10分科会で、充実した報告・交流が行われた。



2日目の全体会「平和への権利—市民が求める平和、市民が創りだす平和—」。ゲストスピーカーとして玉城デニー沖縄県知事(オンライン)、笹本潤会員(国際民主法律家協会)、杉浦ひとみさん(安保法制違憲訴訟の会共同代表)、猿田佐世会員(新外交イニシアティブ代表)の3名による報告とパネルディスカッションが行われた。司会は上野格人権集会本部事務局長。

11 / 23・24



「平和への権利・東京宣言の採択」

二〇二四年二月三日、二四日、東京で開催された第一八回人権研究交流集会を無事成功裡に開催することができました。ご協力いただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。

一日目は一〇もの各分科会による様々な人権問題の研究や討論が活発に行われました。二日目は、全体会として、「平和への権利」が求める平和、市民が創り出す平和をテーマにパネルディスカッション、そして東京宣言の採択をすることができました。両日程を通じ、二〇〇名を超える会員と市民の皆様とで素晴らしい内容を共有できました。

今回とくに取り上げてご紹介したいのは、

全体会関連で二つのこと。

一つは、ゲストスピーカーとしてオンラインで報告していただいた玉城デニー沖繩県知事のお話。

いや、本当に素晴らしい報告でした。前半は、沖繩の現状に関する、言ってはなんです、ありきたりな報告をしているのかなあと聞いていました。ところがです。刮目する感じになったのは、国連関係者を沖繩に招聘しているという話がなされたあたりから。沖繩県は、基地の被害者の人権問題を国際人権法の問題として問い、地域外交を進めている。「国際平和創造」「グローバル共創」「世界の島しょ地域等とともに持続可能な発展を図る国際協力・貢献」という三つの拠点化によって、パラオ、ハワイ、中国、韓国といった地域との連携、交流を様々な観点で進めているのです。

日本とアメリカを、国際世論の中で包囲していく。その世論の中に経済交流や地球の発展の観点を盛り込んでいる。正直、大変感銘を受けました。

二つめは、こうしたレポートやパネルディ

スカッションを受けて採択された、実行委員会、憲法委員会メンバーによる労作、「平和への権利・東京宣言」です。青法協の設立趣意書へのオマージュにあふれ、格調高い前文から始まる全四七箇条の条文は、日本と世界が目指すべき理想、まさに平和を求める思いにあふれている。この思いが、権利として、「実現せよ！」と日本や世界の政府に迫ることができるとき、平和の権利は、実現していくことでしよう。全体会の間中、胸が高鳴るのを抑えられませんでした。

私たちの先輩が、日本国憲法の理想を実現しようとして青法協を設立して七〇年。困難なこの時代ですが、創立者たちの思いを継承発展させ、東京宣言の実現のための取り組みを進めていきましょう。

(青法協弁学台同部会議長 笹山尚人)

※当日採択した宣言はホーム

ページをご参照ください。



〈「虎に翼」私の感想〉

シスターフッドが繋いだ家制度の廃止

神奈川 太田 啓子



本国憲法GHQ草案の作成に参加し、女性の権利を書き込んだことで知られるベアテ・シロタ・ゴードンと三淵嘉子は、同じ時代の東京に生きていた。三淵嘉子はベアテより九歳年

上の一九一四年生まれで、一九三八年に高等試験司法科に合格し、一九四〇年に弁護士となった。ベアテ・シロタ・ゴードンは一九二三年に生まれ、一九二九年に父の仕事の関係で来日し、その後一九三九年までの少女時代を乃木坂の家で過ごした。「虎に翼」で寅子がお見合いを嫌がっていた、

ドラマのスタートのあの時期、ベアテは九歳。寅子が司法試験に合格した翌年までベアテは日本で過ごし、同じ時代の日本社会の空気を吸っていた。

ベアテが、予想外の事態が重なった経過で日本国憲法草案にかかわることとなり、当時の各国の憲法を調べて参照しながら、日本の女性を封建的で差別的な家族法制から解放すべくベアテ草案と呼ばれる先見的な条文を書き上げ、それがGHQ内部でだいぶ削られ、それでも日本政府がGHQとの折衝で「日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目立つ」と渋るのをGHQが「この条項は、この日本で育って、日本をよく知っているミス・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱に書いたものです。悪いことが書かれているはずはありません」と押し切り、憲法二四条が誕生し

た。だいぶ端折ったが、ベアテの自伝(※1)を読んだりベアテのドキュメンタリーを見たことがある人ならよく知ったドラマチックな経緯だ。



かし、更にその後の民法改正の経緯について、不勉強ながら私は十分認識していなかった。「憲法二四条ができたことで、民法の家制度は廃止されることとなった」というのはあまりに端折りすぎて、そこにも当時の人々の奮闘があったことが、「虎に翼」に描かれていた。

「憲法改正草案要綱」の政府案が発表されたのは一九四六年三月六日で、六月二〇日に衆議院に提出された。そして、ドラマには出てこなかったが、実は六月の衆議院の憲法審議においては、「新憲法ができて家の制度は廃止する必要はない」旨の政府の方針が答弁されていたのである。しかし、臨時法制調査会における民法改正の議論などから、九月の貴族院審議においては、「憲法二四条の結果、戸主を中心とする家族制度というものはなくなる」と司法大臣から明言されるに至った(※2)。この臨時法制調査会の議論こそが、当時司法省官僚だった寅子に関わっていたものだった。「虎に翼」の四七く五〇回あたりで、ここは私が最も好きな場面である。

「虎に翼」では、保守的な学者である神保教授が家制度廃止に反対し「君たちは日本を破壊させる

「GHQには家制度廃止を撤回させるべき」と述べ、隣に座った穂高教授が「それではGHQが、いや国民が納得しない」「憲法で平等をうたうなら、家制度は廃止するしかないでしょう」と応酬する場面があった。そして、当時はまだ「スンツ」と萎縮していた寅子が、差別解消を高らかに謳う穂高教授の「私が君を法の道に引きこんでしまつて悪かった、家庭教師の道を紹介しよう」と的外れでパターナリスティックな言葉を聞いて「はて？」と自分を取り戻していき、完全に「スンツ」から脱却したというくだりも圧巻だった。とても好きな場面だが書き始めると長くなるので割愛する。

寅

子が拳手し「個人の尊厳を失うことで守られても大きなお世話」と喝破した場面そのものは史実だった。臨時法制調査会の委員名簿の内訳をみると、「官庁関係」「学会」「新聞界」などと並んで「婦人界 三人」とある(※3)。久布白落実、村岡花子、河崎なつの三名だ。こうしてこの女性達の名前を書いているだけで泣けてきてしまう。法律上「二級市民と位置づけられ、選挙権も被選挙権もなかった時代に奮戦して、政府の法制調査会の委員にまでくいこんだ女性達である。この委員

たちが、家制度を廃止すべきだということを、現実の女性たちの生活を踏まえ、女性たちを代弁して強く主張した。三淵嘉子は、新民法草案を読んで、「女性が家の鎖から解放され、自由な人間として、スツクと立ち上がったような思いがして、息をのんだ」と述べていた(※4)。

ベ

アテは、「虎に翼」の、よねのような身売りされる農家の娘や、梅子のような、夫の横暴に耐え忍ばざるを得ない妻達を知っていた。そして自分が得たポジションを最大限使おうとして、憲法に女性の権利を書き込んだ。

それだけでも家制度の廃止は当然ではなかったが、憲法の条文もここに、法制調査会で奮闘した女性達がいて、我妻栄のようにこれに賛同する男性もいて、家制度の廃止が実現した。シスターフッドのリレーのようなものだったと思う。

三

淵嘉子とベアテにはおそらくは実際には面識はなかったようだ。しかし、「虎に翼」の四五話に、おそらくベアテと思われる白人女性が登場している。一九四七年三月、家族を支える経済的責任が重くなった寅子が、司法省に、自分を採用してくれと直談判していく場面である。近くにいたのだが、あえてスーツ姿の若い白人女性をここに映したのは、ベアテへのオマージュでは

ないか。

憲

法二四条は、一三条とともに「個人」という言葉を掲げ個人の尊重こそが中核的な理念であると謳う条文である。憲法二四条が今の内容で成立したことも、戦後の民法が、妥協を内包しながらも家督相続や戸主制度から訣別したことも、決して当然のことではなく、当時、自分の持ち場で、声をあげて闘った人達がいたために実現したものだ。

それぞれのいる場所での時に自分が持っている力を使ってできることをしよう、それが不十分であっても、後で誰かがそのバトンを拾って次に繋げることもあるから。というドラマの正面からのメッセージは熱く、そのバトンを自分も繋ごう、と多くの人を鼓舞したと思う。

※1 『一九四五年のクリスマス』(朝日文庫)

※2 国立公文書館ウェブサイト

https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/saiken/shousai/2_20_21_22.htm?num=20

※3 国立国会図書館ウェブサイト

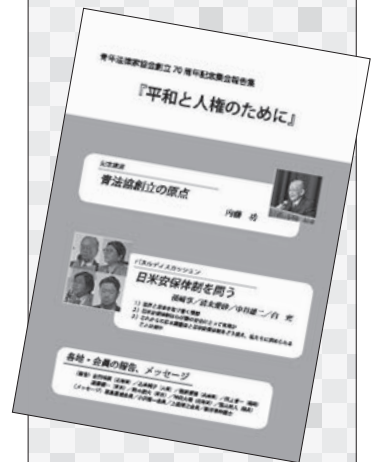
https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/002_13a/002_13a.htm

※4 『家庭裁判物語』(清水聡 日本評論社)

『三淵嘉子と家庭裁判所』(清水聡 日本評論社)

青法協七〇周年記念報告集 発刊の紹介

弁学会同部会議長 笹山 尚人



二 ○二四年四月五日に東京で開催した、青年法律家協会七〇周年記念集の報告集が完成しました。

従来、こうした記念集の報告集は、当日の概要を写真や客観的なデータなどで報告する内容で構成されてきました。しかし、今回は、内藤功弁護士らの講演、パネルディスカッション、各地の会員からの報告は、可能な限り再現する形のものを作成することにしました。必然、報告集としては、圧倒的にボリュームのあるものになりました。

こうした体裁としたのは、ひとえにこの集会の内容が素晴らしく、多くの方に概要だけではなく、講演、議論の内容を詳しく伝えたいという考えからです。

内藤功弁護士は、会員の皆様ご承知のとおり、司法修習六期の大先輩。そして、砂川・恵庭・長沼の憲法九条関連裁判の弁護団で実働されました。

まさに平和的生存権の語り部としてこれ以上の方はおられないと思います。

内藤弁護士には、内藤弁護士が登録直後に創立され、参加された青法協創立の原点がどのようなものであったのか、内藤弁護士が参加された九条裁判がどのような闘争であったのかを詳しくお話しいただきました。

パ ネルディスカッションは、孫崎享さんをお迎えし、清末愛砂青法協議長、中谷雄二会員、白充会員によって、「日米安保法制」の実情本質について迫るものでした。パネリストの皆さんの発言を通じ、日米安保条約のもと、日本がアメリカと進める日米同盟関係、その最先端の行動である安保三文書とその具体化として進む我が国の自衛隊の強靱化の動きとアメリカとの軍事行動の統合化。これは、我が国の安全を守るものではなく、むしろアメリカの戦争に我が国を巻き込む

ものであることを明らかにするものでした。

七名の会員の報告は、全国各地の会員が日本国憲法の実現のために創意工夫をもって取り組みを進めていることがよくわかるものでした。

これほど充実した集まりを、当日参加した人だけのものにするのはもったいない。参加できなかった会員のみなさんにも、また、多くの市民にも知ってもらいたい。

この報告集は、そんな思いで作成したものです。そこで会員のみなさまには以下のとおりお願いします。

- ① まずよくご自身でお読みください。
- ② この報告集を周囲の弁護士、市民の方にお勧めしてください。
- ③ 報告集に登場した方の講演会などを企画してください。

よろしくお願ひします！



70周年報告集
ダウンロードURL

日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞を歓迎するとともに、日本政府に対し、核兵器禁止条約の批准及び被爆者に対する国家補償を求める決議

一 日本被団協のノーベル平和賞受賞

二〇二四年一月二日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。

ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者からなる日本被団協が、核兵器のない世界の達成に向かって努力を重ね、被爆者の証言を通じて核兵器を決して使用してはならないという「核のタブー」の規範確立に大きく貢献したと賞賛している。被爆者の「体験をとおりて人類の危機を救おうという決意」（一九五六年八月二〇日結成宣言）に基づく日本被団協の運動が、国際社会において高く評価されたといえる。

当部会は、日本被団協のノーベル平和賞受賞を心より歓迎するとともに、日本被団協や被爆者の方々による長年にわたる核兵器も戦争もない世界の実現を目指す運動に対して、最大限の敬意を表する。

二 核兵器禁止条約の批准及び第三回締約国会議への参加を求める

第三回締約国会議への参加を求める

日本被団協は、二〇一七年にノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）と連携して、核兵器禁止条約（核禁条約）の成立、普及に大きく貢献してきた。

核禁条約の前文には、締約国は「被爆者 hibakusha」が受けた「容認し難い苦しみ及び害」に留意し、核兵器廃絶のために「被爆者が行っている努力」を認識して合意に至ったと明記されており、核兵器の非人道性及び核兵器廃絶運動における被爆者の主体性が強調されている。日本被団協は、世界に先立って、核兵器廃絶を唱えてきた。極限的な自衛状況における核兵器の威嚇・使用の違法性の判断を回避した国際司法裁判所の勧告的意見よりも踏み込んで、核兵器の使用・保有を全般的に禁止している核禁条約は、日本被

団協の核心的な主張が盛り込まれたものといえる。

日本は被爆国であるにもかかわらず、核禁条約に署名しておらず、締約国会議へのオブザーバー参加すらしていない。日本政府はその理由として、アメリカの核の傘にあること、核保有国と非保有国の分断を招くことを挙げている。しかし、NATO加盟国のノルウェーや、アメリカと核共有をしているドイツ、オランダ、ベルギーですら締約国会議にオブザーバー参加しており、日本政府の言い分は破綻している。

二〇二五年三月三日〜七日には、核禁条約の第三回締約国会議が予定されている。石破茂首相は、日本被団協のノーベル平和賞受賞を受け、会議へのオブザーバー参加を検討すると述べた。

当部会は、日本政府に対し、核禁条約の第三回締約国会議への参加を求めるとともに、速やかに条約を批准することを求める。

三 被爆者への国家補償を求める

核禁条約は、被爆の苦しみは被爆者にとって容認し難いものとしている。これは、「原爆被爆者対策基本問題懇談会」の「意見」で示され、一九九四年の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」でも維持されている戦争被害受忍論を否定するものである。

日本の政府及び司法が、被爆を含む戦後補償問題で維持してきた、民間人の戦争被害は特別の犠牲に当たらないというこの受忍論は、憲法二三条、一四条、二九条等に反する。

当部会は、日本政府に対し、日本被団協が一九八四年に「原爆被害者の基本要求」を策定し政府にその実施を長年求めてきたことに応えて、被爆に対する国家の責任を認め、国家補償に応じるように強く求める。

四 核兵器のない世界をめざして

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ侵攻において核兵器の使用が示唆される現在は、キューバ危機以来、「核のタブー」が最も揺らいでいる状況にある。

このような状況であるからこそ、人命のみならず動物の生命、地球環境も巻き込んで甚大な被害を長期にわたってもたらす核兵器の使用・威嚇を絶対的に禁止し、核兵器を廃絶するという人類にとっての課題を果たさなければならぬ。

当部会は、日本被団協、被爆者と連帯して、日本が核禁条約を批准して核兵器廃絶に取り組み、かつ、国際社会が核兵器廃絶及び被爆者への補償・支援を進めるための活動を行うように求めることを、ここに決議する。

二〇二四年二月一日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回 常任委員会

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2025年3月14日(金)～15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

2025年6月28日(土)～29日(日) 神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】1月23日(木)16時～

【修習生委員会】1月15日(水)10時半～

編集後記

▼本号もバラエティに富んだ紙面となりました。あいにく参加できなかった人権研究交流集会についての詳細な報告は

後日とのこと。全体会・分科会いずれも興味深く、早く読みたいです。▼この間、自身が投票した選挙のほか、知事選もありました。▼総選挙の結果、与党過半数割れにより、私たちの要求実現の可能性が高まったとはいえ、やはり声を上げていかないと、抵抗勢力・補完勢力によってつぶされそうです。軍事費増額は賛成の野党もあるようですが、やめさせたいです。▼総選挙も知事選もですが、SNSの影響が報じられました。実際はよく分かりませんが、それ相応の影響は間違いないようです。明文改憲の動きは現時点ではやや後退したとはいえ、またいつ強まるとも限らず、国民投票となったら怖いところですね。▼次回私編集後記を担当するのは参議院選挙終了後ですが、国会の「かつてない光景」はどうなるか、ワクワクするように自分自身できることはしたいと思います。

(中川勝之)